協働かわら版

©yoshikawa

VOL.40
発行者:市民参加推進課
電　話:048-982-9685
発行日:平成27年11月2日(隔月刊)
メール:shiminsanka2@city.yoshikawa.saitama.jp

今号のテーマは

❶協働と市民参画の違いは？
❷協働の形態⑤「指定管理者制度」
❸協働事業提案制度　審査会が行われました！

以上の３本立てとなっております。

■協働と市民参画の違いは？

吉川市は、「協働」を吉川市市民参画条例第２条で定義付けていますが、そもそも「協働」と「市民参画」の違いは、どういったところにあるのか御存じでしょうか？

まず吉川市がどのように２つの言葉を定義づけているか確認しましょう。

○「市民参画」（市民参画条例第２条第１号）
→市の施策の立案や実施などに当たって、市民が自己の意思を反映させるよう意見を述べ、提案を行い、市民と市が協働して取り組むことにより、市民が市政に参画することをいいます。

○「協働」（市民参画条例第２条第２号）
→市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいいます。

◆協働のイメージ

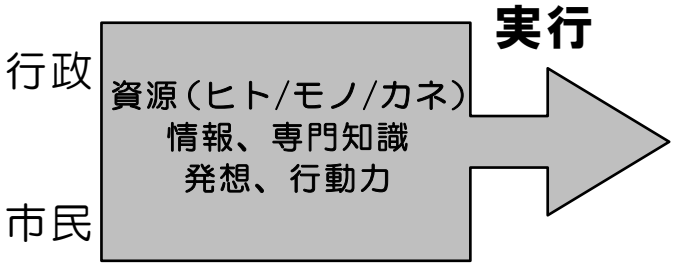

◆市民参画のイメージ

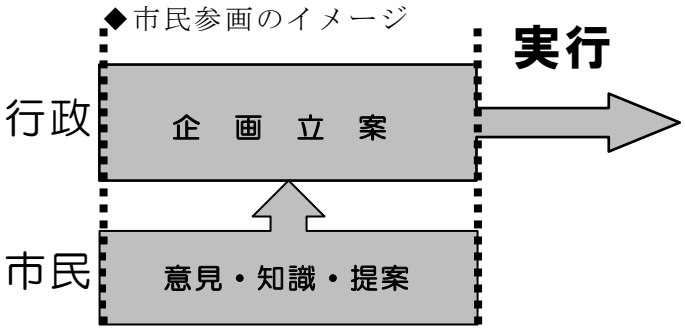

市民参画は、市民が主体的に自分の意見や知識、経験を企画立案の際に反映させていこうという手法です。行政は、それを踏まえ計画を練り、実行します。

一方、協働は、パートナーとなる市民と行政がそれぞれに責任を持ち、企画段階から実行に至るまで、行動を共にします。

少し分かりづらいところですね。この二つの大きく違う部分は、「責任の所在」と「ともに実行するのかしないのか」という点にあります。この違いに注意して、区別しましょう。

■協働の形態⑤「指定管理者制度」

★今回で協働の形態は最後となります。これまでに紹介した形態は８種類、今回の「指定管理者制度」を含めると全部で９種類になります。
　協働事業を行う場合、この９種類の中から最も効率的・効果的で、市民と行政がお互いに活動しやすくなるものを選択する必要があります。新規事業の立ち上げはもちろん、既存事業の見直し時にも必要になるので是非、覚えておきましょう！

○ 指定管理者制度

■概要	・多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対処をするため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用し、サービスの向上を図るもの。施設管理運営を民間事業者や市民団体に委ねる。
■効果	・管理運営に効率性の向上、経費削減、市民目線に立ったきめ細かな市民サービスが提供されることが期待される。
■留意点	・管理者側（民間）が間違いのない運営を発揮できるように、施設の設置側（公）は当該施設の目的を明確にする必要がある。 ・指定管理者には、施設の管理運営に加え市民サービスの提供を両立することのできる計画と経営能力が求められます。
■具体例	市民交流センターおあしす、老人福祉センター

■協働事業提案制度 公開審査会が行われました！

１０月２２日（木）、来年度に実施予定の協働事業提案に関する審査会が行われました！
　審査対象となったのは、Shake Hands(シェイクハンズ)さんから事業提案がありました「吉川市政公開動画作成プロジェクト」です。審査結果は『採択』となりました！
　プレゼンの内容は次号にて詳しく紹介しますのでお楽しみに！

編集後記

ふと、レンタルビデオ店である映画に目が止まった。その映画は「マトリックス」である◆コンピューターにより見せられた仮想現実を舞台とした話だが、この話にはモデルとなった思想が存在する◆「水槽の脳」という話である。ある科学者が水槽に浮かべた脳へ高性能のコンピューターで電流を流し、脳波を操作することで、私たちは仮想現実を見せられているのではないか、という仮説である。目の前のパソコンも、このかわら版も、この空間もすべてが、脳に人工的に流された電流によって、見せられている世界という考えらしい◆つまり、生まれた時から長い仮想現実を見ていることになるのだろうか。現在に至るまでの全てが実在しない世界での出来事となる◆言ってしまえばすべてが仮想なのだから、これから私が劇的に痩せることも可能性としてある。この太った醜いボディも瞬時に結果にコミットできる。そう、この仮想現実ならね(担当：P)